

説明会で寄せられた主なご意見 (H 17年11月説明会開催分)

ご意見等の概要	市の考え方 (対応方針)
<p>(1) 今後谷山駅に乗り入れるバス、タクシー等の増加が見込まれるので、現在計画の駅前広場の面積を拡大はできないか。また、地域活性化のためにイベント広場を造ってほしい。</p>	<p>(1) 今後の利用増加見込みや、バス等の乗降場数、配置等を考えて5,000㎡の面積を計画しています。このような公共的なスペースは皆様からの減歩による土地の提供等により確保するものであり、設置基準や全体のバランス等を考慮すると妥当な面積であると考えます。</p> <p>イベント広場については、駅北側に公園を配置する計画としており、この公園を有効活用することで、活性化の為にイベント等に対応できるものと考えております。</p>
<p>(2) 区画整理に伴う仮換地や減歩率は、いつ頃分かるのか。また、換地する場合には現在の場所に換地されるのか。</p>	<p>(2) 減歩率につきましては、都市計画決定後、事業計画を決定する段階で地区の平均減歩率が決まります。その後、換地設計を行い仮換地計画案として土地区画整理審議会に諮ったものを地区の皆様方へ供覧いたします。この段階で個々の土地の位置・減歩率等が明らかになります。</p> <p>換地は位置・地積・環境等が従前地と見合う土地にするという「照応の原則」を基本原則として行いますが、全てに適用することは難しい面もありますので、皆様と個々に相談しながら換地先の指定を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>(3) 鉄道高架に伴う騒音、振動への対策を教えてください。</p>	<p>(3) 高架化事業における環境対策としては、軌道両側への1.5mの遮音壁の設置や低騒音軌道、ロングレールを採用するなど騒音・振動の低減を図ってまいりたいと考えております。</p>
<p>(4) 都市計画決定された後は、建物を建てる際にどのような建築制限がかかるのか。</p>	<p>(4) 都市計画決定がされると都市計画法第53条の規定により建築できる建物は地階の無い2階以下の木造、鉄骨造等除却が容易にできるものに限られてきます。</p> <p>また、区画整理の事業計画決定後は、土地区画整理法第76条により建築物の新築・増改築、土地の区画形質の変更等については、事前に許可を受けなければなりません。特に、仮換地指定前の土地についての建築行為等に対しては、容易に移転・除却できる構造に限られる等、許可に必要な条件が付されます。</p>

説明会への多数のご参加ありがとうございました。また、紙面の都合上、全ての皆様のご意見を掲載できませんでしたが、何卒ご了承ください。

関係権利者や地元住民の方々のご理解とご協力を得ながら、一緒になって事業を進めたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市計画事務所 谷山駅周辺整備係
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地 (谷山支所 3階)
 TEL 099-269-8435 (係直通) FAX 099-268-2602
 E-mail : t-tokei4@city.kagoshima.lg.jp



~谷山副都心の拠点をめざして~

谷山駅周辺地区リニューアルだより NO.2

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市計画事務所 発行

都市計画決定について

本市ではこれまで、昨年11月に都市計画素案の地元説明会を開催し、その後市の都市計画審議会への諮問、本年4月22日には県市同時に公聴会を開催、また5月19日から6月2日までの2週間都市計画案の公告・縦覧を行うなど『谷山駅周辺地区リニューアル整備事業』及び『谷山地区鉄道高架化事業』の両事業の都市計画決定に向けた手続きを進めてまいりました。

今後の予定としましては、県市それぞれの都市計画審議会における審議を経て、県決定案件については国土交通大臣の、市決定案件については県知事の同意を得て、両事業に関する都市計画を決定します。

公聴会が開催されました

4月22日(土)2名の公述人と82名のご参加(傍聴人)をいただき、都市計画公聴会が開催されました。当日はあいにくの雨模様となりましたが、多数のご参加をいただき、誠にありがとうございました。

《公聴会の主な公述内容》

- 鹿児島県決定分(都市高速鉄道の決定・都市計画道路の変更)
 - ・都市高速鉄道については渋滞解消につながるの賛成であるが、騒音、振動等については細心の配慮と調査をお願いしたい。
 - ・都市計画道路の変更案について、国道225号の道路幅を清見橋まで延長できないか。また、パークアンドライド(公共交通機関を利用する場合に駅などに自家用車を駐車し乗り継ぐ方式)でもっと公共交通機関を利用するような検討はできないか。
- 鹿児島市決定分(土地区画整理事業の決定・都市計画道路の変更)
 - ・小売商業者の活性化のため商業用地の確保をお願いしたい。
 - ・交通バスターミナル、イベント広場等を建設することで人の流れをつくり、賑わいのある副都心をつくらせていただきたい。
 - ・地域住民の意見を十分に聴き、地域性を活かしながら「区画整理をして良かった」と言われる事業をしていただきたい。



公聴会の様子

平成18年度の取り組みについて

平成18年度は、都市計画決定を踏まえ、土地区画整理事業の事業計画決定や連続立体交差事業の都市計画事業認可、JR九州との工事基本協定の締結に向けて取り組むこととしています。

また、これら一連の事業への取り組みの中で、地元説明会の開催や『(仮称)谷山副都心地区整備推進協議会』の設置を予定しており、関係権利者や地元住民の方々との合意形成を図りながら進めていきたいと考えています。

なお、地元説明会等の開催につきましては、日程が決まり次第お知らせいたしますので、多くの皆様のご参加をいただきたいと思います。

平成18年度に実施予定の主な業務は、次の通りです。(18年度から事業名がそれぞれ変わります。)

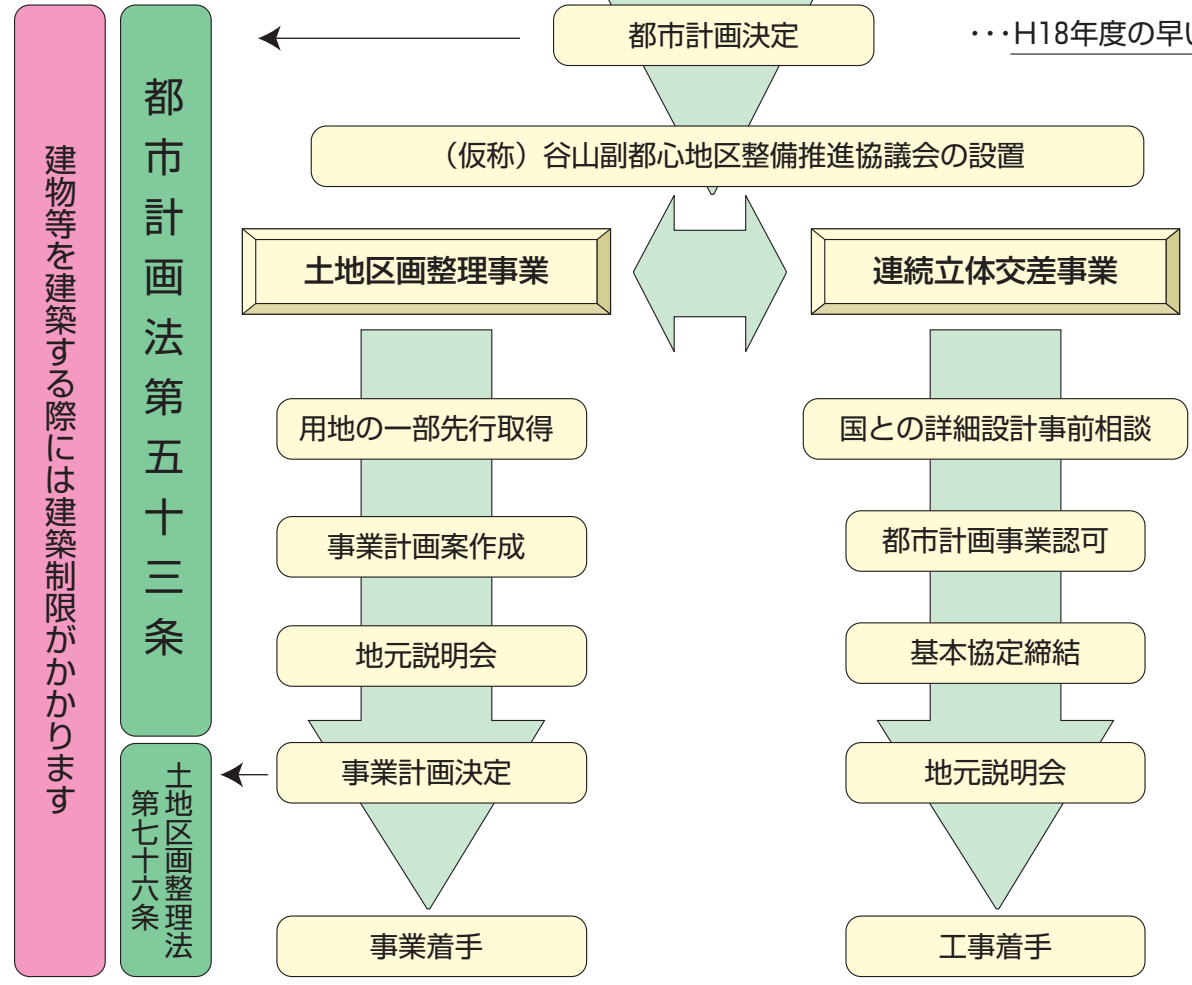
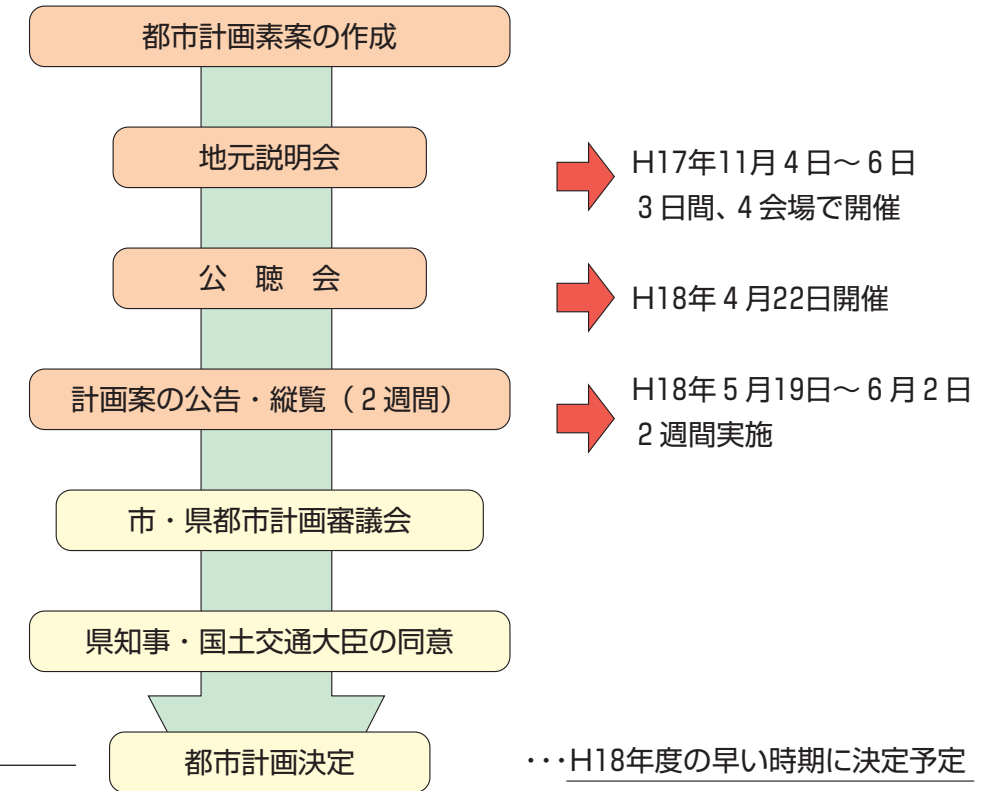
谷山駅周辺地区土地区画整理事業 (谷山駅周辺地区リニューアル整備事業)	谷山地区連続立体交差事業 (谷山地区鉄道高架化事業)
<p>土地区画整理事業の事業計画、実施計画の作成等を行い、事業計画決定に向けた作業を進めます。</p> <p>また、事業計画作成の為に必要な箇所の建物調査や一部用地の先行取得を開始する予定です。(用地先行取得の詳細につきましては後日あらためてご案内いたします。)</p>	<p>平成17年度に引続き、鉄道高架化のための詳細設計を行うとともに、都市計画事業認可申請図書や国との詳細設計事前相談資料を作成し、事業認可やJR九州との工事基本協定の締結に向けた作業を進めます。</p> <p>また、基礎部分を含む高架構造物等のコスト縮減方策を検討し、事業全体のコスト縮減を図ることとしています。</p>

土地区画整理事業 計画図(案)

※本計画図は基本計画策定時の計画であり、今後事業計画を策定する際の地元説明会や関係機関との協議等に伴う見直しにより、変更になる場合があります。



新しいまちづくりに向けた当面のスケジュール



※現在のところ細かな日程等はお示しできませんが、今後も広報紙等を発行し皆様にできるだけ情報の提供をしてまいります。